

第 18 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会
会 議 録

開 会 平成15年 9月16日(火)午後7時

閉 会 平成15年 9月16日(火)午後8時5分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第18回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年9月16日(火)					
召集の場所	大柿町中央公民館 大集会室					
開会日時及び宣告	平成15年9月16日(火)午後7時			議長	平口 武	
会議録署名委員	小西 ヒフミ			重田 真澄		
委 員 出席 38名 欠席 3名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中 孝博	
	副会長	曾根 薫		委員	西中 克弘	
	副会長	大津 克彦		委員	坪木 法子	
	副会長	松井 晃		委員	辻井 知明	
	委員	伊藤 富美雄		委員	松岡 則文	
	委員	山木 信勝		委員	小西 ヒフミ	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	竹本 公彦		委員	田中 達美	
	委員	前田 鎮夫		委員	沖 也寸志	
	委員	新家 毅		委員	久保田 正信	
	委員	上松 利枝		委員	濱野 博道	
	委員	橘 隆信		委員	竹田 徹男	
	委員	津田 紘吏		委員	丸石 正男	
	委員	加藤 軍一		委員	重田 真澄	
	委員	新家 勇二		委員	村上 浩司	
	委員	中島 勝		委員	青木 早苗	
	委員	大原 和義		委員	澤 裕幸	
	委員	西濱 英之		委員	上田 武弘	
	委員	丸新 マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	横山修三	
	顧問	沖井修		オブザーバー	毛利下隆男	
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明				
	班員	土手三生				
	班員	平井和則				
	班員	仁城靖雄				
	班員	猪垣英治				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 顧問あいさつ

4 議題

(1) 協議事項

(2) 会議録署名委員の指名

(3) その他

5 閉 会

会議の経過

土手班員	<p>皆様方には夜分又お忙しいところ、本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第18回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり、平口合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。それでは平口会長よろしく願いいたします。</p>
平口会長	<p>どなたもこんばんは。昼間お疲れのところをこうしてお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。先般と違いまして、朝夕はめっきりしのぎやすくなったような感じがいたします。去る9月8日に第17回の法定協議会を開催させていただきました。懸案事項をお持ち帰りいただいているところでございます。その間、私達、四町の議長、町長におきまして、懸案事項と言いましょか、皆さんの方から出されましたご意見等を集約いたしまして、本日、正式にご提案申し上げることに相成ったしだいでございます。どうか、先に申し上げましたように四町の合併につきましての、言うなれば最終的な機会であろうと思っておりますので、どうぞ、慎重な上にも慎重を期して、そして、大いに議論を交わしていただきまして、そうした中で速やかなる進行をお願い申し上げたいと思うしだいでございます。この席に県議会議員の沖井先生もご来席をいただいております。厚く御礼を申し上げます。では、ただ今から始めさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
土手班員	<p>次に、顧問にご就任いただいております広島県議会議員の先生より、ごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。それでは、沖井修様よろしく願いいたします。</p>
沖井顧問	<p>皆さんこんばんは。ようやくさわやかな秋に入ってきたようでございます。8日前に合併協議の再開ということで、協議会がもたれました。1週間と1日ですか。各町も9月定例会でお忙しい中を、この日程でやっていただいておりますことに心から敬意を表するしだいでございます。ともあれ、皆で衆知を集め、そして、議論を持ち寄っていただきまして、円満な新市の誕生に向かって、進んで行くことを、こいねがっております。</p>

	<p>皆様方のご苦勞に心から敬意を申し上げまして、ひと言あいさつに代えさせていただきます。ご苦勞でございます。</p>
土手班員	<p>それでは、河原実俊様、よろしくお願いいたします。</p>
河原顧問	<p>失礼いたします。県議会議員の河原でございます。前回の協議会で長らく中断をいたしまして、そして、新たな決意で所期の目標を達成するための協議会が開かれました。その席上で、各町長さんを始め、委員の随分たくさんの皆様方がこの協議会によって目標を達成する、その熱意が披れきをされました。そしてまた、より多くの民意をくみ取るために貴重なご提案もたくさん出てまいりました。私は、その皆様方のご意見を拝聴いたしまして、皆様方の並々ならぬ熱意がひしひしと伝わってまいりました。そして、これからの皆様のご協議が必ず実を結ぶであろうと、こういう確信を強くいたしたところでございます。今日は、明日から県議会が始まりまして、私達の会議も先ほどまで持っておりましたが、どういう手違いか、今日の案内状を今日受け取りまして、確かこの前は16日に開かれるということであったはずだと思って、実は心配をいたしておりましたのですが、手違いがあったと見えまして、今日、ご案内状を受け取りました。何はさておいても、この皆様方の真摯な熱心なご協議に私も参画させていただきたいという思いで、遅れましたが、出席をさせていただきました。どうぞ、皆様方、格別のまた真摯なご討議と、そして、実りがもたらせますことを心から祈念をいたしまして、ひと言ごあいさつに代えさせていただきます。ご苦勞様でございます。</p>
平口会長	<p>ありがとうございました。</p>
土手班員	<p>先生方にはご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、また、貴重なお言葉をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議には、在任委員41名中、出席者38名、欠席者は3名でございます。よって協議会規約第10条第1項の規定により、委員の2分の1以上の出席があり、会議成立の定足数に達しておりますことを報告させていただきます。</p> <p>それでは、早速協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行は平口会長にお願いいたします。</p>

平 口 会 長

座って、失礼いたします。それでは、恒例に従いまして議事の進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、継続協議の「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票の実施について」を、ご協議いただきたく存じます。本件につきましては、前回の協議会で要綱案等を皆さまにお示ししたあと、それぞれお持ち帰りいただき、検討、協議していただき、質問などがございましたら、質問用紙に記入して提出いただくことになっておりました。そしてまた、本日の協議会までに、事前に調整協議をしておくようにとのご意見もございましたので、先ほど申し上げましたように、12日に四町長・議長会議を開催いたしまして、提出がありました質問事項と前回の協議会での検討事項につきまして、事前に協議を行いました。その検討事項を事務局から説明させます。事務局長説明してください。

東谷事務局長

それでは、継続協議についてご説明をいたします。3枚目をお開きください。この継続協議でございますけれども「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票の実施について」でございます。

資料1につきましては、住民アンケート投票実施要綱案等に対する検討事項でございます。これは、会長が先ほどご説明いたしましたように、9月8日の合併協議会の際、委員の皆様からの質問に対し、協議しますとしていたものの対応策及び書面で提出されました質問の対応策でございます。

資料2につきましては、住民アンケート投票実施要綱案修正案新旧対照表。資料1に関連して、対応策に対しての要綱案の修正でございます。

次に資料3でございますが、住民アンケート投票実施要綱案を添付しております。

資料4につきましては、住民アンケート依頼文でございます。各投票者の手元にお送りする案でございます。

資料5につきましては、投票箱の設置場所の案でございます。以上、これだけの資料を添付しております。

それでは、資料1によりましてご説明いたします。5頁ものでございます。これは、住民アンケート投票実施要綱案等に対する検討事項でございます。それでは、項目、投票対象者、質問・要望事項でございますが、これは、「公民権停止者も住民ア

ンケート投票の対象としてほしい。」とのことをございました。対応策といたしましては、多くの皆さんの意見を反映させるために対象者といたします。なお、関連して要綱の変更を行います。これは第7条でございます。

資料2の住民アンケート投票実施要綱案修正案新旧対照表をご覧ください。これには、第7条のところアンダーラインを引いておりますが、この部分を修正するということでございます。

次に2番目の質問・要望事項でございますが、「18歳以上の人を住民アンケート投票の対象者としてはどうか。」ということをございました。

対応策といたしましては、管理運営上また効率的な実施のために対象の把握が容易な一般選挙の有権者とするものがございます。従って20歳以上ということにさせていただきます。

次は2頁をお願いします。回収方法でございます。これは、1番目と2番目の質問・要望事項については、同じ質問でございますので一括してご説明いたします。「郵便投票となっている以上は、郵便投票だけに限定した方がいいのではないのでしょうか。」ということと、2番目に「特別養護老人ホームなどの施設に、投票箱を設置してはどうでしょうか。」ということでございます。対応策といたしましては、多くの皆さんの意見を反映させる方針ですので、郵便投票に限定しないで回収の機会については最大限考慮します。郵便ポストに投かんする方法以外に、管理のできる公的施設や特別養護老人ホーム等へ投票箱を設置します。設置場所は資料5をご覧ください。ここに、一覧表がございます。これは案でございます。これは各町からの要望によるものがございます。また、設置された投票箱に投票されたハガキは職員が回収し、郵便ポストへ投かんすることによって、保管を確保いたします。2番目の質問・要望事項につきましては、特別養護老人ホームなどの施設に、投票箱を設置してはどうかということでございますけれども、ただ今申しましたような対応策でございます。次に3番目の質問・要望事項でございますが、「郵政公社のひと声運動を利用して郵便配達時に局員にハガキを持ち帰るようにしてほしい。」ということでございます。各家庭におきましては、郵便配達時に郵便局員に持って帰ってもらうことができます。これは郵便局で確認済みでございます。

平 口 会 長

この1頁、2頁につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。区切って、審議いたし

<p>< 委 員 ></p> <p>平 口 会 長</p> <p>東 谷 事 務 局 長</p>	<p>たいと存じます。</p> <p>どうぞ、ご遠慮なく。ご意見等ございましたら手を挙げてお願いいたします。</p> <p>ご意見がないようでございますが、よろしゅうございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。では、3頁、4頁を説明いたします。</p> <p>それでは、3頁をご説明いたします。</p> <p>項目は投票用紙でございます。1番目と2番目の質問・要望事項につきましては、同じような質問でございますので、一括で読みあげます。「投票用紙において、回答欄のレ点、チェックマークでございますが、レ点など×以外のものは有効としてほしい。」ということでございます。2番目は、「記入は だけに限定し、レ点は無効にするほうがよいのではないか。その際にはハガキにも記入のお願いにも、その旨記載することが必要である。」ということでございます。対応策につきましては、原則として開票作業については、公職選挙法を準用することとしています。ただし、最近ではチェックマークという意思表示として使われることが多いので、このチェックマークにつきましては、有効とすることとします。他のマークの取扱いなどにつきましては、皆さんの意見をなるべく多く反映させるという方針のもと、基準作りを四町長に一任させていただきたいと思えます。一任させてください。次に3番目の質問・要望事項でございますが、「漢字にはルビ、ルビというのはふり仮名のことでございます。ふり仮名を振ったほうがよいのではないのでしょうか。」ということでございます。対応策でございますが、投票用紙にルビ、ふり仮名をふることにします。ご協力をお願いのパンフレットには、難しいと思われる個所のみ、ふり仮名を打つことにいたします。次に4番目の質問・要望事項でございますが、「封印シールをはってなければ無効なのですか。」という質問でございます。対応策でございますが、無効です。封印シールにその旨を記載します。封印シールのどこに記載するかと言いますと、遠くの人には見えにくいかわかりませんが、網掛けの少し黒くなったところでございます。中央のところですか。そこに、その旨を記載いたします。よろしいでしょうか。4頁に移ります。項目は要綱の構成でございます。「要綱の第6条投票期間について、発送日まで要綱に明記する必要はなく、会長</p>
--	--

	<p>が別に定めればよい。第3項については、表現がまぎらわしいので、第2項、第3項を削ってはどうか。」ということでございます。対応策でございますが、削除することにいたします。関連して要綱の変更を行います。資料2の要綱修正案新旧対照表第6条をご覧ください。ここの6条のところにアンダーラインを引いておりますけれども、右側のように修正するということでございます。削除しても発送日や郵便局での取扱いの変更はありません。第20条(委任)の中で、運用することになります。次に、不正防止策でございます。「アンケート投票の不正防止、透明度向上のための施策方法を具体的に報告していただきたいです。後日、住民からの不正発覚等の批判、そしりを受けないように厳格にお願いします。」ということでございます。対応策でございますが、不正防止のため、投票用紙には、偽造しにくい封印シールをはります。台紙には偽造防止用紙を採用して、複製を防ぐことにしております。再発行は書き損じなどの現物との交換以外は行いません。お知らせの中に表示をいたします。投票は郵便方法と監視下に置かれます投票箱で行いますので、第3者が関与することはできません。また、開票は公開で行い、透明性を高めます。</p>
平口会長	<p>以上で、3頁、4頁の説明を終わります。3頁、4頁についてのご質問、ご意見等ございましたら、ご発言ください。 はい、どうぞ。</p>
山木委員	<p>江田島町の山木です。3頁の回答欄でチェックはよいということですが、“はい”に大きく をする場合、その場合は無効となるのでしょうか。</p>
東谷事務局長	<p>はっきりと、どちらかに がしているといったような場合には、有効になると思いますけれども、そのこのところにつきましては、色々な問題が出てくると思いますけれども、そのような件につきましては、対応策にありますように、基準作りを四町長にお願いしたいと思います。</p>
平口会長	<p>その他、ございましたら。 ないようでございますが、次に進んでよろしゅうございますか。</p>
< 委員 >	<p>はい。</p>

平口会長	はい。
東谷事務局長	<p>それでは、5頁にまいります。項目は広報関係でございます。質問・要望事項でございますが、「広報車によるPRを行ってはどうでしょうか。」ということと、2番目でございますが、「回収率を上げるために、十分なPR活動を検討してほしい。」ということでございます。対応策でございますが、広報車によるPRを行います。その他のPR方法につきましては、港や主要な施設へのポスターの掲示、懸垂幕や横断幕の設置、広報紙の発行、新聞折り込み、各町の町内放送、郵便局の配達員からの声かけ、合併協議会委員や町職員などによる積極的な声かけなどのPR活動などを行いたいと思っておりますので、協議会の委員の皆様方もご協力をお願いしたいと存じます。次に、パンフレットの項目でございます。質問・要望事項でございますが、「住民アンケート投票ご協力のお願いのパンフレットに、投票結果でいいえが多い場合に、『市名について再度協議をする。』という文を加えてほしいのですが。」ということでございます。対応策といたしましては、開票の結果、「はい」と「いいえ」のどちらが多くても、「その結果については、4町とも尊重し、今後の合併協議会の協議に活かしていく」ものでございます。どちらにしても合併協議会で協議することとなります。パンフレットにつきましては、資料4の1頁の12行目の「その結果については、4町とも尊重し、今後の合併協議会の協議に活かしていく」を強調文字にいたします。</p>
平口会長	<p>以上でございますが、この頁のご質問、ご意見等ございましたら、ご発言ください。</p>
	<p>ないようでございますが、よろしゅうございますか。</p>
< 委員 >	異議なし。
平口会長	<p>では、5頁の質問等を終わります。</p> <p>以上で資料1、資料2が済んだわけございまして、資料3は、今までのご意見に従って、先の8日に、ご提案申し上げた実施要綱案をご意見に従って訂正したものでございます。この要綱案を正式にこの席でご提案申し上げます。</p> <p>ご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>先に、ご審議していただいた内容のものを、清書しただけで</p>

<p>東谷事務局長</p>	<p>ございますので、ご意見はないと存じますので、これで、この実施要綱案は、実施要綱となってまいりました。そのように、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>次に、アンケート投票に関わります依頼文、また、投票箱の設置場所についてご説明いたします。案の説明をしてください。</p> <p>それでは、資料4の「合併に関する住民アンケート投票のご協力をお願い」でございます。1頁から4頁までございますけれども、こういうスタイル、それから内容で投票用紙と一緒に同封して送ることにしております。それでは、朗読いたします。</p> <p>江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票 ご協力をお願い</p> <p>平素より4町合併に関し深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>私どもの江能4町は、地方分権の進展に対応できる行政機構や財政の確立された自治体を目指して、4町での法定協議会をもって合併協議を進めていることは皆様ご承知のところでございます。</p> <p>そこで、協議会の活動途中ではありますが、4町住民の皆様のご意思をもとに、より確固たる4町合併への歩みを進めるために、この度、第8回合併協議会で既に確認されております「新市の名称は江田島市」で合併することについて、あらためて皆様からご意見を伺うことに致しました。</p> <p>「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票」として実施し、その結果については、4町とも尊重し、今後の合併協議会の活動に活かしていくものでございます。</p> <p>つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、投票の趣旨をご理解のうえ、ご意見をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>平成15年 月 日 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会 会長平口武 それでは、次の2頁にまいります。</p> <p>住民アンケート投票実施までの経緯</p> <p>江能4町は、急激な社会環境の変化に対応した住民サービスの提供や、魅力ある地域として発展していくためには、「4町合併」を新たな飛躍の機会と捉え、平成12年4月に「江能4町合併研究協議会」を設置し、合併に関する調査研究を重ねてきました。</p>
---------------	--

この間、合併後の市制移行を目指し、その要件緩和について国に積極的な働きかけを行った結果、平成12年11月に改正市町村合併特例法の成立（町村合併の場合に限って、市に昇格する要件を「人口3万人以上」に緩和）が実現しました。

その後、平成13年4月に法定合併協議会である「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を設置し、合併に向けた取り組みを行ってまいりました。

しかし、平成13年11月16日に開催された第8回合併協議会での「新市の名称」決定方法に端を発し、その後の合併協議が停滞していました。

今般、春の統一地方選挙が実施され新体制となり、平成15年5月15日を初会として、4町長会議で合併問題について協議が重ねられた中で、「民意を問う方法についてさらに検討を深めるとともに、合併協議会の早期正常化に向けて十分に議論を行い、最善の努力をする」ことが、4町長で確認されました。（平成15年6月16日）

今回、その過程で民意調査方法として、「住民アンケート投票」が提案され、各町の町議会特別委員会などで検討、協議が行われた結果、「住民アンケート投票」の実施について、各町とも「投票結果については尊重すること」を条件として了承することとなり、この度、合併協議会で「住民アンケート投票」を実施することになりました。

次に3頁にまいります。

住民アンケート投票について

実施するのは、江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会が行います。

投票できる人は、平成15年9月1日基準の江能4町の一般選挙における有権者です。

投票方法は、記号式の投票といい、 を記入する方法です。

「4町合併するに当たって、新市の名称は、既定の「江田島市」で良いですか。」に対して、賛成のときは投票用紙の「はい」の横の枠内に 、反対のときは「いいえ」の横の枠内に を記入します。（詳しくはつぎの頁をご覧ください。）

記入が終わりましたら、封印シールをはって、郵便ポストに投かんするか、合併協議会が設置している投票箱に入れてください。

また、郵便局の郵便配達の方に預けていただいても有効です。

ポスト以外の投票箱の設置場所は、

江能4町の本庁、支所、出張所、連絡所、誠心園・親和園・

青木病院・吉田病院、あすなろ・まほろばの里・大谷病院、澤病院・特養江能・合併協議会事務局

投票期間は、アンケート投票の投票用紙が到達した日から平成15年10月16日までです。お早めに投かんしてください。

開票は、平成15年10月18日(土)午前9時から大柿町中央公民館(大柿町役場となり)で開票されます。公開ですので傍聴できます。

投票に当たってのお願い

1. 投票はあて名のご本人がお答えください。
2. 投票は10月16日(木曜日)までにお願います。
3. 再発行はできません。ただし、書き損じの場合は、合併協議会事務局へ現物を持参すれば交換することができます。

お問い合わせ先 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会事務局 TEL 0823-40-3601 FAX 0823-40-3602

それでは、4頁に移ります。

住民アンケート投票のしかた

設問に答えます。

賛成の場合には「はい」、反対の場合には「いいえ」の左の枠の中に を記入してください。

賛成の場合、反対の場合の記入例をここに書いております。

封印シールをはります。

はり方については、次のとおりです。

はり方について絵で説明をしております。

投票用紙を投かんします。

郵便ポストに投かんするか、合併協議会が別に設置する投票箱に入れてください。

このようになっております。

ただ今、読みましたけれども、ご協力のお願いのパンフレットには、難しいと思われる個所にはルビ、ふり仮名をふることにしております。

次に資料5をご説明いたします。

投票箱の設置場所の案でございます。江田島町は江田島町役場鷲部出張所、江南出張所、秋月出張所、小用出張所、切串出張所、大須出張所、津久茂出張所、宮ノ原出張所、それから特別養護老人ホーム誠心園、こよの里親和園、青木病院、吉田病院、老人保健施設あすなろでございます。次に能美町ですが、能美町役場、それから能美町役場の鹿川出張所、高田出張所でございます。次の頁に移ります。沖美町は、沖美町役場、沖美町役場三高支所、美能出張所、まほろばの里沖美。大柿町は大

<p>平 口 会 長</p>	<p>柿町役場深江連絡所、大君連絡所、大柿町厚生文化センター、飛渡瀬連絡所、特別養護老人ホーム江能、大谷リハビリステーション病院、それから澤病院でございます。そして、江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会の事務局でございます。以上でございます。</p> <p>以上でございます。ご質問、ご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>辻 井 委 員</p>	<p>沖美町の辻井でございます。2、3教えてもらいたいののですが、資料4については、何日付けでお出しになる予定でございますか。それと、要綱ですけれども、要綱の施行は何日になるのですか。それと、資料4の案の中で、太字で書いてあるところ、今後の合併協議会の協議に活かしてというところの説明の中では、今後の合併協議会の活動に活かしていくとお読みになったのですが、どちらが本当ですか。それと、資料4の3頁の上で、投票できる人とあります。平成15年9月1日基準の江能4町の一般選挙における有権者です。としておりますが、これと公職選挙法の11条の1項がよく分からないのですが、教えていただけませんか。</p>
<p>東谷事務局長</p>	<p>要綱案と資料4の日付でございますが、今日、可決していただけるようであれば、今日の日付になります。それから、資料4の文章の中で表現がずれているということでございますが、また、これはどういった表現がよいのかということは、また、再度、文章を検討させていただきます。</p> <p>大変失礼しました。一部読み違えがあったようでございますが、もう一度、再度、読ませていただきます。中段あたりから読みます。「『江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票』として実施し、その結果については、4町とも尊重し、今後の合併協議会の協議に活かしていくものでございます。」ということでございます。大変、失礼いたしました。</p> <p>資料4の発送日でございますが、今日と申しましたが、10月9日でございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。要綱は、今日でございます。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>要綱につきましては、先ほど私が、資料1、2をご審議いた</p>

	<p>だきまして、それを訂正いたしましたものが、資料3でございますので、本日決定させていただきます。このように宣言をいたしております。この要綱案は本日施行するという事にいたしましたいと存じます。皆様のご了解をいただいております。</p>
東谷事務局長	<p>それともう一点、ご協力のお願いの3頁のところで、投票できる人ということでございますけれども、これは、資料2の住民アンケート投票実施要綱案修正案新旧対照表第7条のところにありますので、これによって有権者が決まります。ここの有権者の部分でございますが、新旧対照表の第7条の修正したところでございますけれども、これは、公職選挙法によって、執行猶予を受けた人を新たに追加したということでございます。</p>
平口会長	<p>よろしゅうございますか。</p>
辻井委員	<p>ここの住民に対する文章の中で、一般選挙における有権者。今の公民権停止になっている方も一般選挙における有権者と公職選挙法でなっているのかどうか。そこを聞いたかったです。もし、11条の2がそれ以外のことであったらここの文章を直さなければならない。公民権停止になっている者と具体的なことは言わなくても、文章を変えなければいけないのではないかと思ったのでお尋ねしました。</p>
東谷事務局長	<p>それでは、今の3頁の投票できる人の記述につきましては、また修正させていただきます。</p> <p>それでは、もう一度確認します。ご協力のお願いのところでございますが、3頁の投票できる人の部分につきましては、要綱にあわせて訂正をいたします。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>要するに、要綱の方からいうと、ここの文章では表現が少しおかしいということですか。</p>
東谷事務局長	<p>そのとおりでございます。</p>
辻井委員	<p>はい。分かりました。それでは、直さなければいけませんね。いい加減なところが出てくると、困るのではないかと私は思います。</p>

平 口 会 長	ほかにございませんか。 はいどうぞ。
竹 本 委 員	江田島町の竹本です。投票箱の設置場所なのですが、江田島町の場合は、役場は入れなくていいのですか。大柿町も入っていないのですが、よそは役場が入っていて、中央地域には青木病院となっていますが、随分、離れています。中央地区はなくてよいのですか。役場のところは。
東谷事務局長	ポストもありますので、そういったことでそのようにしております。大柿町の役場では玄関前にポストがありますし、江田島町役場も玄関前にポストがございます。
竹 本 委 員	はい、分かりました。
平 口 会 長	それから、この前も申し上げたかと思いますが、病院等につきましては、公職選挙法で不在者投票の取扱いができる病院施設を、このたびも投票箱を置く場所にいたしております。その点はご了承いただきたいと存じます。 他に何かございませんか。よろしゅうございますか。 それでは、ご提案申し上げました全てにつきまして、ご審議をいただきました。誠にありがとうございました。 次の議案に入ります前に、総体的にご質問、その他ございましたらご発言ください。ございませんか。
青 木 委 員	これは、アンケートをするということの皆さんの、先に協議されて、決を採られたものでしょうか。一切、決は一度も採ってらっしゃらないように思うのですが。決を採らなければいけないのではないのでしょうか。アンケートの詳細については討議をいたしました。一切、決は採っていないと思うのですが。前回も考えて来てくださいという話でございまして、本日、決を採られるというように解釈しておりますが。いかがでしょうか。
平 口 会 長	私は、先ほど審議の中で、資料 1、2 をご審議いただいて、資料 3 をご提案して、ご質問がなくて、それで私は、この実施要綱が、本日正式に決定しましたと宣言いたしましたので、私は、それで、このアンケート投票の実施要綱は皆さんのご決

	<p>定をいただいたものとして、そのように宣言をいたしましたので、改めて決を採らなかったわけですが、採った方がよろしいでしょうか。</p> <p>ご不審な方もおられるでしょうから、もう一度、決を採りたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>辻 井 委 員</p>	<p>沖美町の辻井でございます。今、ご発言がありましたように、決を採ったか採らないか、議長さんは、それなりにお進めいただいていたので、我々もそうであろうと思うし、また、そうではなかったのではなかろうかというように、少し分からない面がありました。ご指摘があって、初めて、なかったのではないかと私は思っております。それで、ここの議会の運営ですが、これを少し申し上げたいのですが、やはり、議会運営規程というものをここでつくっています。それを原則として、会議の運営をしていただきたいと、お願いしたいと思います。要するに公平で公正な会議の進め方。それと、第5条で、会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とするとした全会一致です。ただし、そうではなかった場合には、過半数の賛同をもって進めると、ただし書きです。従って、議長さんとしては全会一致が成り立つような会議の運営をしていただきたい。それで、できなかつた場合には、民主主義の世の中でございますから、原則にかえていただきたい。それともう一つ、今のようにはっきりしません。一部の者の賛成の声で、はい賛成ですという決をおとりになるが、これは、今後、挙手が起立か、何人いたかということを確認して、決めていただきたい。そのように望むのですがどうでございましょうか。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>今後、採決を採る際には、はっきりと皆さんその旨を表していただきたいと存じます。今日も皆さんに異議ありませんかと言って、皆さんを促したのですけれども、その反対意見、賛成意見がなかったので、賛成意見に賛成して決を採ったしだいでございます。それがいけないとなれば、今後は挙手又は起立をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。</p>
<p>< 委 員 ></p>	<p>はい。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>誤解を招くといけませんので、もう一度、採決いたします。もう一度と言うとこれもいけないのかもしれませんが。</p>

	<p>ご提案申し上げております継続協議「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票の実施について」これに賛成の方の起立を願います。</p>
<p>< 委 員 ></p>	<p>(全員起立)</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>起立、全員でございます。ありがとうございました。 では、続きまして、「江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の合併に関する住民アンケート投票実施要綱」を原案どおり決定いたしたいと存じます。賛成の方はご起立ください。</p>
<p>< 委 員 ></p>	<p>(全員起立)</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>全員賛成でございます。原案どおり可決、決定いたしました。 以上でご提案申し上げた案件はすべて審議を終了いたしました。先ほど申し上げましたように総括的に、何かご意見、ご質問等ございませんか。ありませんか。</p>
<p>< 委 員 ></p>	<p>ありません。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>それでは、協議第60号「第19回合併協議会の日程について」を議題といたします。事務局より説明させます。</p>
<p>東谷事務局長</p>	<p>協議第60号「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会の第19回合併協議会の日程について」でございます。第19回の合併協議会は、平成15年10月18日土曜日、午後7時から、場所は大柿町中央公民館大集会室、この部屋でございます。よろしく願います。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>ただ今、ご説明いたしました案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言ください。よろしゅうございますか。これは、起立しなくてもよいでしょう。決定いたします。 次に、次第2会議録の署名委員の指名について、これは、第1回の協議会で、ご提案申し上げておりますとおり、学識経験者の委員の中から順番で、その都度、選任させていただきたいと存じます。今回は、沖美町の小西ヒフミ委員と大柿町の重田真澄委員に会議録署名人をお願い申し上げます。よろしく願います。 先ほど、一般的なご意見等を伺いましたが、ないようござ</p>

<p>< 委 員 ></p>	<p>いますが、これで本日の会は閉じてよろしゅうございますか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>はい。ないようでございますので、本日の議事はこれをもって終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。</p>
<p>閉 会</p>	

以上、第18回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成15年 9月25日

委 員 小 西 ヒフミ

委 員 重 田 真 澄